

第94回原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 2025年6月24日(火) 14時20分～17時40分

2. 場 所 一般社団法人 日本電気協会 4階 A, B会議室 (Web会議併用)

3. 出席者 (敬称略, 順不同)

出席委員：阿部委員長(東京大学), 吉田副委員長(日本原子力発電), 斉藤幹事(東京大学), 大坂(日立GEヘルパニュークリアエナジー), 定廣(富士電機), 原口(三菱重工業), 室伏(東芝エネルギーシステムズ), 大平(日本原子力発電), 岡本(関西電力), 尾崎(中部電力), 波木井(東京電力HD), 藪内(鹿島建設), 小山(日本製鋼所M&E), 伊藤(日本原子力研究開発機構), 三浦(電力中央研究所), 田中(日本原子力保険プール), 村上(東京大学)*1, 爾見(発電設備技術検査協会), 原山(日本電気協会)*2, 高田(東京大学, 安全設計分科会長), 望月(大阪大学, 構造分科会長)*1, 山本(名古屋大学, 原子燃料分科会長)*3, 中條(中央大学, 品質保証分科会長), 藤田(東京電機大学, 耐震設計分科会長), 上薮(日本アイトーブ協会, 放射線管理分科会長)*4 (計 25名)

代理出席：なし (計 0名)

欠席委員：出町(東京大学, 運転・保守分科会長) (計 1名)

常時参加者：佐々木(原子力規制庁), 鈴木(原子力安全推進協会) (計 2名)

説明者：原子燃料分科会 原子燃料運用検討会 高橋副主査(東北電力), 青木委員(三菱原子燃料) 構造分科会 PCV漏えい試験検討会 丹羽主査(関西電力), 青木委員(関西電力), 矢持委員(日立GEヘルパニュークリアエナジー), 楠木(電力中央研究所) 運転・保守分科会 緊急時対策指針検討会 安田主査(北陸電力), 岸本(北陸電力) (計 7名)

傍聴者：なし (計 0名)

事務局：奥村, 高柳, 中山, 川口, 景浦, 原, 美濃, 浅見, 上野, 梅津 (日本電気協会) (計10名)

*1：15:00 頃に途中参加

*2：議題(2)より委員として出席

*3：16:15 頃に途中退席

*4：14:00～16:00 一時退席

4. 配付資料：別紙参照。

5. 議 事

事務局から、本委員会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び録音することを確認の後、議事が進められた。

(1) 会議開催定足数確認他

事務局より、出席者は現時点で委員総数25名に対して21名の出席であり、定足数確認時点で原子力規格委員会規約第11条(会議)第1項に基づく出席委員は委員総数の3分の2以上の出席という会議開催定足数の条件を満たしているとの報告があり、その後、常時参加者2名の紹介があった。

続いてWeb会議に対する注意事項の後、第95回原子力規格員会は、2025年9月29日（月）午後を予定しており、各委員の予定確保をお願いするとの説明があった。その後配布資料の確認を実施した。

(2) 原子力規格委員会委員、分科会委員の承認

1) 原子力規格委員会委員の変更

事務局より、資料 No.94-1-1 に基づき、下記退任予定委員の紹介があった。

・退任予定 尾崎 委員（中部電力）

引き続き、阿部委員長より、規約第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）第2項に基づき、新委員の推薦について確認の結果、東京電力HD 波木井委員より、日本電気協会 原山氏を推薦するとの発言があり、委員として承認するかについて、規約第14条（決議）第4項に基づき、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

2) 分科会委員の変更及び承認（審議）

事務局より、資料 No.94-1-2 に基づき、下記分科会委員の変更の紹介があり、分科会規約第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）第1項に基づき、新委員候補を分科会委員として承認するかについて、原子力規格委員会規約第14条（決議）第4項に基づき、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

【安全設計分科会】

・退任 内海 委員（三菱重工業）

・新委員候補 高山 氏（同左）

・退任 大友 委員（東北電力）

・新委員候補 松藤 氏（同左）

・退任 日下 委員（日本原子力発電）

・新委員候補 中川 氏（同左）

【構造分科会】

・退任 佐藤 委員（発電設備技術検査協会）

【原子燃料分科会】

・退任 大友 委員（東北電力）

・新委員候補 松藤 氏（同左）

・退任 須藤 委員（四国電力）

・新委員候補 島本 氏（同左）

・退任 中村 委員（日本原燃）

・新委員候補 廣木 氏（同左）

【品質保証分科会】

・退任 小川 委員（電源開発）

・新委員候補 小松 氏（同左）

・退任 嶋木 委員（日本製鋼所 M&E）

・新委員候補 川上 氏（同左）

・退任 松井 委員（日本原子力研究開発機構）

・新委員候補 福田 氏（同左）

・新委員候補 山田 氏（慶應義塾大学）

【耐震設計分科会】

・退任 熊谷 委員（東北電力）

・新委員候補 相澤 氏（同左）

・退任 酒井 委員（中部電力）

・退任 山崎 委員（日本原子力研究開発機構）

【放射線管理分科会】

・退任 紺野 委員（東北電力）

・新委員候補 高橋 氏（同左）

・退任 中川 委員（日本原子力研究開発機構）

・新委員候補 藤田 氏（同左）

【運転・保守分科会】

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ・ 退任 松澤 委員（三菱重工業） | ・ 新委員候補 山上 氏（同左） |
| ・ 退任 関根 委員（東京電力 HD） | ・ 新委員候補 長江 氏（同左） |
| ・ 退任 永田 委員（日本原子力発電） | ・ 新委員候補 竹本 氏（同左） |
| ・ 退任 村上 委員（北陸電力） | ・ 新委員候補 河村 氏（同左） |
| ・ 退任 森脇 委員（中国電力） | ・ 新委員候補 川越 氏（同左） |
| ・ 退任 野村 委員（原子力発電訓練センター） | ・ 新委員候補 濱田 氏（同左） |

(3) 規格案の審議

1) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案

運転・保守分科会 緊急時対策指針検討会 安田主査より、資料 No.94-2 シリーズに基づき、JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案について説明があった。

審議の結果、JEAG4102 改定案について、6 月 25 日(水)から 7 月 15 日(火)までの 3 週間の書面投票に移行することで、承認された。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 特になし。
- ・ JEAG4102 の改定案について書面投票に移行するかについて決議を取りたいと考える。

○ 特に異論がなかったので、JEAG4102 の改定案について下記条件で書面投票に移行するかについて、規約第 14 条（決議）第 4 項に基づき、挙手にて決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

- ・ 書面投票期間は、6 月 25 日(水)から 7 月 15 日(火)までの 3 週間で実施する。
- ・ 原子力規格委員会で決議の結果、可決された場合には公衆審査（2 ヶ月間）に移行する。なお、公衆審査開始までの編集上の修正については、原子力規格委員会の委員長、副委員長及び幹事に判断を一任する。
- ・ 公衆審査で意見が無く、以降発刊迄の編集上の修正については、出版準備（校閲）の範疇として、分科会の責任で修正を行う。
- ・ 編集上の修正範囲内での意見があった場合には、原子力規格委員会の委員長、副委員長及び幹事の判断により編集上の修正を承認し、修正内容について委員に通知をして、発刊準備に入る。
- ・ 編集上の修正を超える修正を要する意見があった場合には、別途審議（書面投票又は委員会審議）を行う。

(4) 規格の策定状況（中間報告）

1) JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」改定案

構造分科会 PCV 漏えい試験検討会 丹羽主査、青木委員より、資料 No.94-3-1 シリーズに基づき、JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」改定案について中間報告があった。

JEAC4203 の中間報告に対して、6 月 25 日(水)から 7 月 24 日(木)の約 1 ヶ月間意見伺いを実施することになった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ A 種試験の場合に漏えい経路は見つかりにくく、基本的にはあまりないというのはよくわかる、そういう意味で A 種の試験間隔を延長するのは良いことだと思っているが、その結論に至るまでの説明の中で少し理解できないところがあるので教えてほしい。
- ・ 資料 No.94-3-1-3 の P6 で、局所漏えい率試験では検出できなかった 5 件の不合格が見つかったということだが、この 5 件の分析はできているのか。5 件の不合格はどういう原因だったのか。
- 資料には書ききれていないのだが、分析結果はこの NUREG のレポートの中に記載されており、5 件のうち 2 件は、BWR のヘッ드의閉鎖部からの漏れで、3 件目は PWR の蒸気発生器の 2 次側マンホールからの漏えい、4 件目は B 種試験のやり方そのものを失敗していたもの、あと一つは原因不明である。結論としては、資料に書いたとおり A 種試験でしか検知できない漏えいはほとんど考えられないということになる。
- ・ そうすると A 種試験をそもそも何でやっているのかという、根本的な疑問が生まれてくる。
- A 種試験を実施するメリットとしては、格納容器全体の漏えいを見ることができること、要は事故時を完全に模擬した状態で試験ができるというのが一番のメリットであり、それから鋼板部についても圧力をかけて漏えいを確認することができるということである。もちろん（試験時の加圧により）鋼板に穴が開くということは非常に考え難く非常にリスクが小さいと考えているが、その部分も試験対象にでき、大きくこの 2 点がメリットと考えている。
- ・ そうすると A 種試験の間隔を延ばすとすれば、それは格納容器が健全であるということが確認できていれば延ばすことができるという結論になるのではないか。そういう説明は一言もなかったようだがどうか。
- 格納容器全体の保全については、確かに十分に説明できていなかったかもしれない。まず鋼板については目視点検で計画的に塗装修繕を行い健全性が維持できている。それから各貫通部、機器ハッチやエアロック等についても定期的に分解点検をして、メンテナンスして、健全性が維持できている。当然貫通配管それから隔離弁についても、分解点検等で試験・保全している。そういった各要素を全てきちんと保全して健全性が維持できている結果を、漏えい率試験で確認している。各構成要素が健全であれば、A 種試験については十分に実施の間隔を延ばすことができるという建付けである。
- ・ BC 種に該当する試験というのは、それぞれ個別にやるということになり、それはそれで理解できたのだが、問題は BC 種ではわからず、A 種でなければ検知することができないかもしれないような漏えいというものがない、起きていない、つまりそれに相当するような、ちょっと想像しにくいけれども貫通性の腐食が起きていないとか、そういうことの確認ができているから A 種試験の間隔を延ばしてもいいというロジックになるのではないかと思う。
- そのとおりである。
- ・ 塗装の話をしてしたが、塗装自体は漏えいの防止には全然関係ないというか、それは腐食を予防するための手段でしかないので、貫通性損傷がないということの確認には関係がないのではないか。
- ここで格納容器鋼板の劣化モードを考えたときに、ここは有意な腐食性環境でもなく、疲労が懸念されるような環境でもないので、PLM でも同じだが有意な劣化モードというのは、この炭素鋼製の鋼板の腐食になる。先ほどから塗装と言っているのは、腐食を防止するための手段が塗装であって塗膜が健全であれば基本的に腐食は進行しないという考えである。
- ・ 貫通性の損傷を引き起こすような腐食が起きていないということは実際に点検の中で確認をしているのか。
- そのとおりである。

- ・そのことを根拠の一つとして、示していただいた方が良いのではないかと思います。
 - ・A 種試験の間隔を 10 年としているが、6 定検毎など定検の回数で規定をせずに、なぜ 10 年という数字で規定するのか。
- 今回の考え方では、ベンチマークした米国では 15 年間隔であったということが一つあり、もう一つは鋼板の腐食の進展というのは定検回数というよりは、塗膜が剥がれていたら経年的に進んでいくものなので、これを考えると 6 定検毎等（回数）ではなく、10 年（期間）と設定するのが良いと考えている。
- ・そこに定検毎とせずに 10 年毎とすることの妥当性はないと思う。試験は定検の時にしかできないわけで、10 年と決めてしまうと 10 年を超えない範囲で実施しなければならないという逆の縛りが出てきてしまう。それならば定検を区切りとして 6 定検毎に実施する等にした方がむしろ厳しくない方向になるのではないかと思います。
 - ・資料 No.94-3-1-3 の P14 で、この相関は国内 PWR あるいは BWR の試験結果を踏まえて相関性があることを確認できたという結論になるのか。つまりどの原子炉でも、国内にある軽水炉はどれであっても、この根拠を基にして A 種試験の間隔を延ばしていいという結論になるということか。
- そのとおりである。A 種試験と BC 種試験ができるプラントについては、その試験結果を突き合わせることで、相関性が確認されると移行することができる。ちなみに BWR については、全ての貫通部に対して BC 種試験ができるような設備構成になっていないということもあり、またこれよりも高い漏えい率の部分で相関性がまだ確認できていないということで、実機プラントで相関性確認がされているのは PWR のみになる。
- ・左の図に少し違和感があり、A 種試験は BC 種試験を包含している試験であって、BC 種試験で検出できないような漏えい経路というのはほとんどないということであれば、左図の A 種試験と BC 種試験の相関では 1 よりも小さい方にデータが集中するような気がするが、そうになっていないのはなぜか。1 よりも大きいということは、BC 種試験で検出されたよりも多くの漏えいが A 種試験で見つかったということになる。
- ここは $Y=X$ の線に対してデータは両側、上下にでているので、必ずしも BC 種試験の方が大きくなるとか A 種試験の方が大きくなるとか、そういった傾向のデータにはなっていない。
- ・統計的には当然 1 を超えるものはあり得るという部分をよく理解した上での質問と思っていただきたいのだが、包含している試験をやっているのであれば、1 より小さくなるのが普通なのではないかと思った。
- A 種試験の場合については、試験の特性上、少し特徴がある。BC 種試験の場合は個別の貫通部をそれぞれ個別に試験するので問題にならないのだが、A 種試験の場合は 24 時間継続して実施するので格納容器全体が外気温の変化や天候の変化の影響を非常に受けやすい試験であるという事がある。同じプラントであっても、許容漏えい率に対しては十分低い水準であるが、データに結構ばらつきがあるということがあり、その結果、きれいに揃わないことになる。試験特性上そういう特徴がある。
- ・理解した。
- ・資料 No.94-3-1-2 に改定ニーズ調査表がある。左から順番にニーズがありニーズに対する理由があって、この JEAC の中に反映させるかさせないかの判断となる採否があり、採否の理由というのはその判断の理由となっている。わからないのが一番右のマスター反映という項目である。これはどういう意味なのか。

→ 検討会の中で JEAC4203 の原稿を管理しており、その原稿に反映したものを「済」、まだのものを「未」としている。検討会の中での管理事項がそのまま残っているものになる。

- ・ 中間報告の段階なので、今採用と記載されていて「未」になっているものは、今後規定の中に反映をされていくということと理解した。
 - ・ この表の凡例の意味合いがわかるように、書類を作ってもらえると、後から第三者が見たときにもわかりやすいと思うので、その辺の工夫をお願いする。
- 承知した。
- ・ 今日の説明では、A 種試験の実施間隔を 10 年に 1 回という頻度に延長して良いという説明にはなっていない。定検も含めて貫通性の漏えい経路がないということを確認していることが根拠となり、延長しても問題ないとなっていないといけないと思う。そこが分かるようにする方がよい。そのことが 10 年、あるいは 6 定検に延長することの論理的な構成になると思うので、よろしく願います。
- 承知した。BC 種試験を毎定検行えば十分パフォーマンス監視ができるという主張により A 種試験は間隔を延ばせるということが、資料 No.94-3-1-3 の P15, P16 の試験間隔の説明に入っている。
- ・ BC 種試験で十分であるということと、リスクに対する影響が小さいということの評価をされているわけだが、そのリスクの変化が小さいということの評価というのは、かなり一方的なものの見方であり得るような気がして、客観的に延ばしてよいということの根拠になりきれていないように見える。そこに論理の構成として、防御できるようにきちんと積み上げてもらいたい。
- 承知した。
- ・ 10 年に間隔を変更するということについて、アメリカのパフォーマンスベースド検査についてかなり説明されていたと思うが、それに基づいて実施しようとしているのか、あるいは資料 No.94-3-1-3 の P19 ページに間隔を 10 年にするけれども、ただし本規程においてはリスク評価ではなく決定論的ということも書いてあるので、どこに基づいて実施しようとしているのかがちょっとわからない。もしアメリカのパフォーマンスベースドに基づいて実施するのであれば、NRC がなぜそれを妥当と判断したかということの説明して、それを日本に当てはめたときに成立し得るかということ議論することになると思う。ここに書いたことはどういう趣旨なのか説明してもらいたい。
- 今回のリスク評価というのは、A 種試験間隔を延長しても良いという説明の一つの根拠として検討したものになる。これをそのまま規程の要件にしようとは考えてはおらず、規程上はそれぞれのプラントで、過去 10 年間の試験実績がよければプログラム延長ができるという規定にしようという考えなので、今回のリスク評価というのは延ばすときの技術検討の一つという位置づけになる。
- ・ そうすると 10 年と決めた技術的な根拠があるということか。
- 米国よりも保守的にしたいというのが考えの一つであり、もう一つは P16 で過去に 10 年を超えて A 種試験を実施しても問題なかったという実績が確認されているので、これも根拠の一つになっている。
- ・ これが 6 年とか 8 年ではなく、10 年なのは何故なのかというのは、構造分科会でも質問したが疑問に思っているの、整理するとよいのではないかと思います。
- 承知した。
- ・ 目視試験の位置づけについて、A 種試験の代替として実施するのか、そうでなければ何のためなのか分からない。
- まず A 種試験の間隔を延長しようすると、格納容器の構成要素が健全でなければならないという前提がある。A 種試験でなければ確認することができない鋼板を健全に保つ手段は何かというと、目視試験とその結果を踏まえた定期的な塗膜の修繕ということになる。目視試験の位置づけは、事業者がやっている通常保全、鋼板を健全に保つ手段である。それはあくまで事業者の自主的な活動なので、やはり A 種試験を延長するための要件として明確にしたいので、今回目視検査についても要件として明確化する位置づけで考えている。

- ・ A 種試験の代替ではなく、規定化してしっかり実施するという位置づけであり、10 年に 1 回実施するという別の技術的根拠が独立してあると思えばよいのか。
- そのとおりである。
- ・ P9 の PWR と BWR のデータにおいて、PWR が正規分布で BWR がワイブル分布になるという説明があったと思うが、この違いは何故なのか。
- データを見ると少しわかりづらいのだが、PWR に比べて BWR はちょっと見にくいですが、漏えい率が高い側にもデータが一部あって、少し右側に裾野が長いデータ分布になっている。対称性があると正規分布になるのだが、対称性が少し非対称になるとワイブル分布になってくるので、少し右の裾野が長いデータという特徴があるのでワイブル分布になるということになる。
- ・ それは BWR の構造からして自明なのか。
- 決してそんなことはなく、大多数のプラントが左右対称の形になっている。結果として試験には合格しているが、ごく一部のプラントで漏えい率が高いデータが出ている。ただしなぜ高かったということを現時点で説明することは（手元に資料がなく）難しい。結果として右側に裾野が長いデータが一部残っていたので、それに引っ張られる形でワイブル分布になったということである。
- ・ ワイブル分布するということに技術的な意味があるように感じるのだが、正規分布に今ひとつ合わなかったという場合と、ワイブル分布に合っているということでは意味が全然違うのではないかと思うので、なぜワイブル分布になるのかは丁寧に説明するようにお願いします。
- 承知した。考察を追加する。
- ・ PWR の低圧試験については撤廃するという提案だったと思うが、この撤廃の根拠が必ずしもよくわからなかったので、追加で説明をお願いしたい。
- イメージとしては元々 10 年に 1 回設計圧試験があり、その間に 3 分の 1 定検毎に低圧試験があるという既にそういうプログラムなっているので、これを 10 年に 1 回の試験にすると自動的に低圧試験を撤廃するという形になるので、低圧試験の撤廃という表現になっている。
- ・ 今回は中間報告ということで、事務局よりコメント依頼を各委員に送付する。コメント期間は 6 月 25 日(水)から 7 月 24 日(木)の約 1 ヶ月間とする。

(5) その他（その 1）

1) JEAG4225「原子燃料に係る臨界安全管理指針」公衆審査意見対応（審議）

原子燃料分科会 原子燃料運用検討会 高橋副主査、青木委員より、資料 No.94-4-1 シリーズに基づき、JEAG4225「原子燃料に係る臨界安全管理指針」公衆審査意見対応について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 資料 No.94-4-1-1 の一番目について、外運搬規則がこの指針の中で関連する規則、法規としてリストされているということで間違いがないか確認させてほしい。
 - そのとおりである。必要な部分について外運搬規則のところが記載されているということになる。
 - ・ この指針としては十分にリファレンスを揃えていて、その上で一番目の回答があると理解した。
 - ・ JEAG4225 改定案公衆審査意見への回答案について決議を取りたいと考える。
- 特に異論がなかったため、JEAG4225 改定案への公衆審査意見に対する回答案を承認するかについて、原子力規格委員会規約第 14 条（決議）第 4 項に基づき、挙手により決議の結果、出席委員全員の賛成により承認された。

2) JEAC4201「原子炉構造材の監視試験方法」への質問対応(報告)

構造分科会 事務局より、資料 No.94-4-2 シリーズに基づき、JEAC4201「原子炉構造材の監視試験方法」への質問対応について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 特になし。

(6) 基本方針策定タスク案件の審議・報告

1) 規約／運営規約 細則の改定(審議)

事務局より、資料 No.94-5-1 シリーズに基づき、規約／運営規約 細則の改定について説明があった。

規約／運営規約 細則の改定案について審議の結果、挙手により承認を受けたものの、後日、規約の改定には書面投票が必要であることが判明し、改めて6月27日(金)から7月10日(木)まで書面投票を実施している。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 資料 No.94-5-1-1 の P9 において、この第3項四号は書面投票において反対意見があつて、それが取り下げられなくて、1回それが廃案の形になって再審議に戻って、それに対する書面投票するときの話になるのか。
- それだけではなくて再審議の後の通常の運用を示しており、反対が取り下げられなかった場合でも、再審議後の書面投票の場合は同じになる。
- ・ このただし書きにある、委員長判断により可決条件を3分の2以上の賛成の条件のみとすることができるというのは、要は意見付きの保留や反対の投票が出たとき、それは受け付けないことがあるということなのか。言い換えると、なぜ1回目のときは受け付けて、2回目になると受け付けないのかという、その考え方は何なのか。
- それは現行の三号と同じ内容のつもりで書いている。基本的に反対意見がずっと何かしらの理由で取り下げられないときに、それが当然考慮しなければいけない反対意見であれば、それに沿った適切な対応を取らないといけないのだが、そういった状況ではない場合もあり得るということで、この現三号があると考えている。改定案はそれを踏襲しているということになる。資料 No.94-5-1-1 の P5 のフローの右側になり、元々そういう意図でこの三号があつたと思う。
- ・ 元々の書面投票は、このフローの一番左のラインで最初スタートして、上から降りてくるわけで、反対票があつたときに右に流れてグレーハッチングのところに行き、反対意見が取り下げてもらえないときはCに行つてまた上に行くことになり、Aのところからまた降りてくることになる。最初の書面投票では反対意見がなくなる限り絶対可決の方には向かわないことになるが、Aに行つた瞬間に場合によっては反対票に関係なく右のラインに降りて、最後成案まで行くことになる。その判断は、一応全体を見て、内容を見て委員長におまかせするということは、確かに従前と変わらないと思っているが、気持ちはそのルールはこれでいいのかと思つたので質問している。
- 基本は左側の一号に戻して、新たな反対意見があるかもしれないことから左側を選択することもあり得るし、その反対意見はどういう状況で出されているかによって、右側を選択できるようになっていることになる。右側のときは反対票が一票でもあるとまた戻ってしまいループになってしまうことから、そういう条件になっていると理解している。

- ・できるだけ丁寧に審議をしていく必要もあり、それが大前提なのだけれども、時としてやはりどうしても取り下げてもらえない場合には、3分の2の可決条件を使って可決をせざるを得ないような状況にも陥ることがあるだろうということになる。できるだけそういうことがないようにする努力をするということが、不文律だが日本電気協会の審議や決議のプロセスになる。どうしても駄目なときにはそこを使わざるを得ないことになり、いわば最終的な手段として、それをフローに残している。今までの経緯として、反対意見、保留意見の中でどうしても解決できなかった意見というものに関しては、例えばホームページに記載を追加することや、あるいはあとがき等その審議に関係のないところに追記をするなどの形で、何らかの付帯意見があつて解決できなかったということがきちんと記録に残るようには運用はしてあり、それはこの審議のプロセスの中には必ずしも載ってこないわけだが、日本電気協会としては丁寧に審議をして、そして解決できなかった反対意見あるいはその他意見に対しても丁寧にそれを示していく。先送りになるのかもしれないけど、課題としてきちんと整理をするというプロセスをとることなので、最後の手段としてその3分の2の賛成を持って可決をするというパスを残していると考えてもらいたい。
- ・委員長の良心に従うということと実際に規格を制定しなければならないという一つの義務の中で、多分総合判断されると思うので、実運用の範囲かもしれないが、今の説明でその新規のプロセスがちゃんとわかるようになって公開されているのであればいいと思う。

2) JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版技術評価について(報告)

事務局より、資料 No.94-5-2 に基づき、JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版技術評価について報告があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 特になし。

3) JEAC4601 技術評価について(報告)

事務局より、資料 No.94-5-3 に基づき、JEAC4601 技術評価について報告があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 特になし。

4) 検査制度見直しに関する国の動向等(報告)

事務局より、資料 No.94-5-4 に基づき、検査制度見直しに関する国の動向等について報告があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 特になし。

(7) その他(その2)

1) 前回議事録確認

阿部委員長より、資料 No.94-6-1 に基づき、前回議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて特にコメントはなく承認された。

2) 原子力規格委員会退任委員の挨拶

今回原子力規格委員会委員を退任する，中部電力 尾崎委員より退任の挨拶があった。

以 上

第 94 回原子力規格委員会配付資料

94-1-1	原子力規格委員会 委員名簿
94-1-2	原子力規格委員会 分科会委員名簿（案）
94-2-1	原子力発電所の緊急時対策指針（JEAG4102-2020）の改定について
94-2-2	原子力発電所の緊急時対策指針 JEAG4102-202X 改定案
94-2-3-1	「JEAG4102-202X 原子力発電所の緊急時対策指針」 新旧比較表
94-2-3-2	「JEAG4102-202X 原子力発電所の緊急時対策指針」 新旧比較表（外部事象に関連する箇所抜粋）
94-2-4	JEAG4102 改定案（中間報告）に関する運転・保守分科会から頂いた意見等
94-2-5	JEAG4102 改定案（中間報告）に関する原子力規格委員会から頂いた意見等
94-2-6	規格制改定時に対象とした国内外の最新知見とその反映状況
94-3-1-1	原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-202X）改定内容について
94-3-1-2	JEAC4203-20XX（原子炉格納容器の漏えい率試験規程）改定ニーズ調査表
94-3-1-3	A 種試験間隔適正化に関する補足資料
94-3-1-4	技術評価書（R3. 7. 21）における要望事項一覧表
94-4-1-1	原子燃料に係る臨界安全管理指針（JEAG4225-202X）制定案に関する 公衆審査における意見に対する回答（案）
94-4-1-2	「原子燃料に係る臨界安全管理指針」の制定案に関する 公衆審査への送付意見を踏まえた修正前後比較表
94-4-1-2-参考	「表 3. 2. 3-1 臨界安全指標による管理（代表例）」の作成根拠
94-4-2	JEAC4201「原子炉構造材の監視試験方法」への質問対応
94-4-2-参考	読売新聞オンライン 抜粋
94-5-1-1	原子力規格委員会規約類（規約、規約細則）の改定について（案）
94-5-1-2	日本電気協会 原子力規格委員会 規約 新旧比較表
94-5-1-3	日本電気協会 原子力規格委員会 規約 細則 新旧比較表
94-5-1-4	細則 添付-1 審議フロー（案）
94-5-1-補足	細則 添付-1 審議フロー（現行）
94-5-2	JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版 技術評価について
94-5-3	JEAC4601 技術評価について
94-5-4	検査制度見直しに関する国の動向等
94-6-1	第 93 回原子力規格委員会 議事録（案）

参考資料-1	日本電気協会	原子力規格委員会	規約
参考資料-2	日本電気協会	原子力規格委員会	活動の基本方針
参考資料-3	日本電気協会	原子力規格委員会	規程・指針策定状況
参考資料-4	日本電気協会	原子力規格委員会	委員参加状況一覧